

## 緊急事態宣言に伴う払いもどしについて

【通学(高等学校・特別支援学校・中学校・小学校)定期乗車券】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け、以下の①②の条件にいずれも該当され、通学(高等学校・特別支援学校・中学校・小学校)定期乗車券をお持ちのお客様は、特例により4月7日以降で学校が指定する最終登校日をお申し出日とみなして井原鉄道旅客営業規則に従い、払いもどしをいたします。(220円の手数料がかかります。)

- ①緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- ②緊急事態措置期間(解除された日も含む)を有効期間に含む定期券

〈定期券の払戻額の計算方法〉

例:定期券の残りの有効期間が最終登校日翌日から数えて1箇月未満の場合

→ 払戻額はありません。

定期券の残りの有効期間が最終登校日翌日から数えて1箇月以上ある場合

→ 以下の計算式により払いもどしいたします。但し、払戻額がない場合もあります。

**払戻額＝定期運賃(券面金額)－使用済月数に相当する定期運賃－手数料220円**

\* 使用済月数に相当する定期運賃は1箇月または3箇月定期運賃を組み合わせで算出します。

- ・1箇月使用→1箇月定期運賃
- ・2箇月使用→1箇月定期運賃×2
- ・3箇月使用→3箇月定期運賃
- ・4箇月使用→3箇月定期運賃＋1箇月定期運賃
- ・5箇月使用→3箇月定期運賃＋1箇月定期運賃×2

●学校が指定する登校日経過後は払戻額が減額する場合がありますので、予めご了承ください。

●詳しくは井原鉄道有人各駅までお問い合わせください。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いします。

井原鉄道株式会社